

第2章 地域福祉計画の概要

1. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

この計画は、社会福祉の基本理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、名張市総合計画に即して、本市の地域福祉の推進に関する基本的かつ総合的な指針を定めるものです。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の性格

①総合的な保健福祉行政の指針

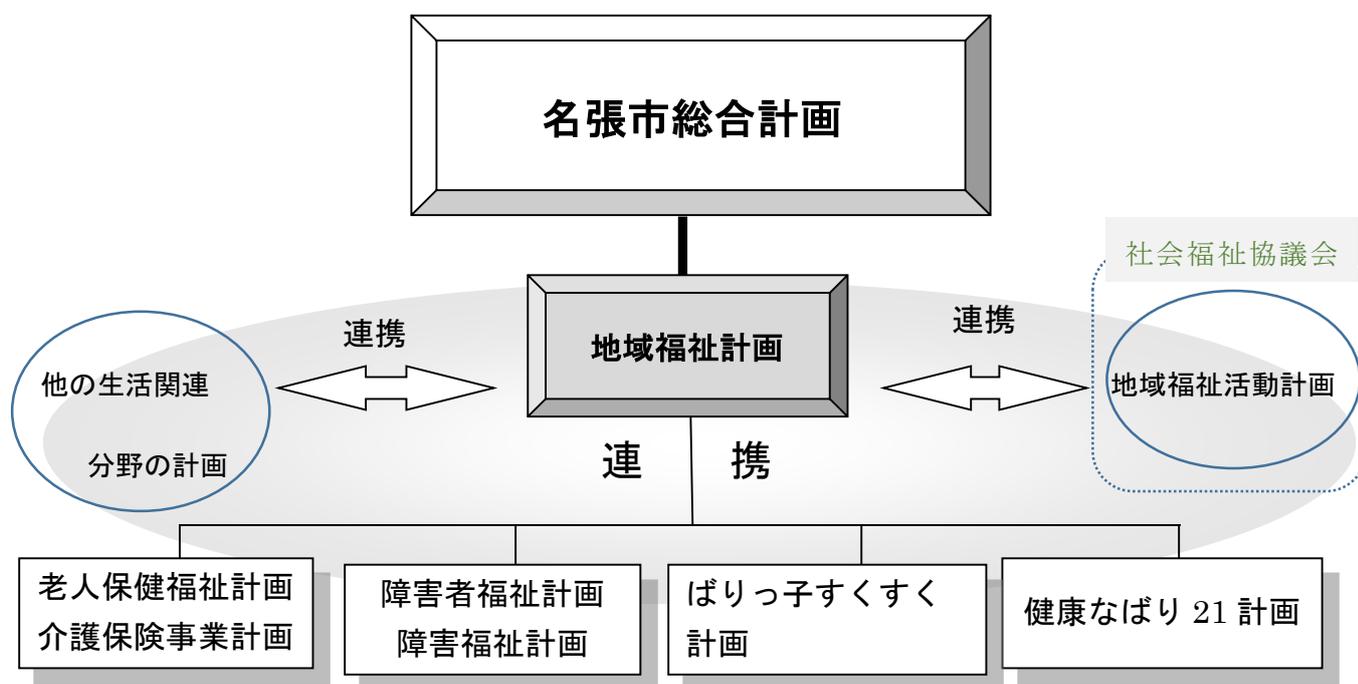
この計画は、本市の保健福祉施策の基本となる指針を総合的に定めるものであり、健康づくり、高齢者、児童、障害者、低所得者などさまざまな分野の施策や計画の基本的な指針としての役割を持つものです。福祉分野だけでなくその他の生活関連分野

の計画と連携して総合的に地域福祉を推進します。

②多様な主体の福祉活動の指針

この計画は、福祉のまちづくりや社会福祉に関する事業・活動を行う多様な主体の共通の指針としての性格や役割があります。

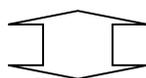
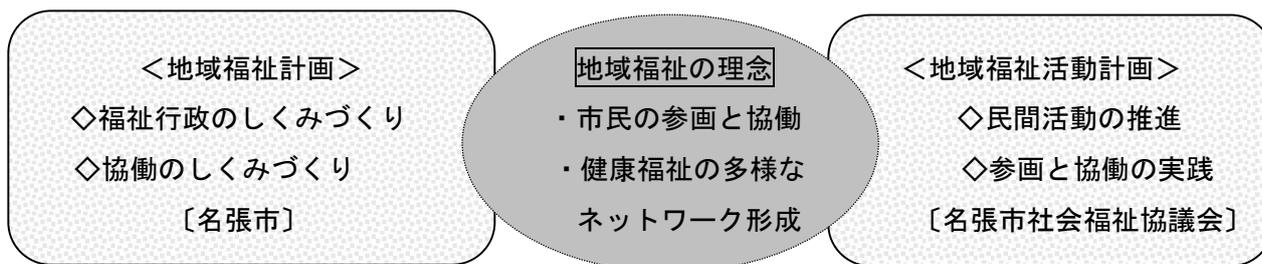
また、一体的な方針のもとに市民ぐるみで地域福祉の推進に取り組めるよう、名張市社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画と連携して、効果的な運用を行います。



(3) 社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」との関係

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけられます。名張市社会福祉協議会では、この地域福祉計画と並行して、地域福祉活動計画を策定しています。

市が定める地域福祉計画は地域福祉を推進するためのしくみや行政施策についての計画であり、社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画は、地域住民をはじめとする多様な主体の参画と協働を具体的に進めるための活動や実践についての計画です。二つの計画は、連携して地域福祉を推進するための車の両輪ともいえ、地域づくり組織が策定する地域ビジョンにおける福祉分野の計画実践など住民主体の取組を支援します。



福祉のまちづくりへの展開：地域ビジョン（地域における福祉活動計画）

2. 計画期間

2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）の5年間とします。

3. 計画の見直し

行政評価制度により計画の的確な進行管理を進めます。また、状況の変化に柔軟に対応するとともに、実施結果の評価によって明らかになった問題点の改善を図るため、計画の始期から3年を経過した2017年度（平成29年度）に、計画の見直しを行います。

【参考】

○市民とは・・・

名張市自治基本条例第2条第1項において、「市民」という用語を以下のように定義しています。

「市民」 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。

○社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、市区町村、都道府県、中央（全国社会福祉協議会）の各段階に設置されています。一定の地域社会で地域住民が主体となって、社会福祉を目的とする事業を行っている人や社会福祉に関する活動を行っている関係者の参加と協力のもとに、地域の実情に応じて、地域福祉を推進することを目的とする民間の組織です。

社会福祉法では、市町村社会福祉協議会の事業として、

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ その他社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業

を行うものとされています。

地域福祉を推進していくためには、公私協働の取組が不可欠であり、とりわけ地域住民の福祉活動への参加を促進することが極めて重要な課題となっています。こうしたことから、地域福祉の中心的な担い手として位置づけられる社会福祉協議会の役割はこれまで以上に重要になっているといえ、大きな役割を果たすことが期待されます。